

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	テクマトリックス株式会社		コード	3762
提出日	2020/6/5	異動(予定)日	2020/6/26	
独立役員届出書の提出理由	新たな独立役員の届出			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	安武 弘晃	社外取締役	○												△			有
2	海部 美知	社外取締役	○													○	新任	有
3	堀江 愛利	社外取締役	○													○	新任	有
4	高山 健	社外取締役	○												△			有
5	三浦 亮太	社外取締役	○													○		有
6	杉原 章郎	社外取締役	○												○			有
7	佐々木 英之	社外取締役	○												△			有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	安武弘晃氏は、2016年1月10日まで楽天株式会社の取締役でありました。同社に対する売上高は当社売上高に占める割合が相対的に小さく(当社連結売上高の1%以下)、同社の取引条件も他社との取引条件と同等です。また、2015年8月21日に楽天株式会社が保有する当社普通株式の大半を当社が自己株式として取得しました。これに伴い、楽天株式会社はその他の関係会社ではなくなりました。	安武弘晃氏は、インターネット事業ならびにシステム開発分野に関する知識・経験を有しており、その知識・経験に基づく有効な助言が期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
2	該当なし。	海部美知氏は、インターネット事業及び新興技術分野に関する豊富な経験と卓越した知見を有しており、経営陣から独立した立場で、起業家及びコンサルタントとしての経営戦略に関する観点から、当社の経営に有効な助言が期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
3	該当なし。	堀江愛利氏は、米シリコンバレーにおいて女性起業家育成プログラムを提供し、アントレプレナーシップをベースとした次世代のリーダー育成に関する豊富な経験と卓越した知見を有しております。経営陣から独立した立場で、女性活躍に関する観点から当社の経営に有効な助言が期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
4	高山健氏は、2013年3月28日まで楽天株式会社の取締役でありました。同社に対する売上高は当社売上高に占める割合が相対的に小さく(当社連結売上高の1%以下)、同社の取引条件も他社との取引条件と同等です。また、2015年8月21日に楽天株式会社が保有する当社普通株式の大半を当社が自己株式として取得しました。これに伴い、楽天株式会社はその他の関係会社ではなくなりました。	高山健氏は、企業経営の知識・経験、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
5	該当なし。	三浦亮太氏は、三浦法律事務所所属する弁護士であります。弁護士として、企業法務を中心に専門的な知見を有しており、コーポレートガバナンスの強化を図るため経営全般の監視と有効な助言が期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
6	杉原章郎氏は、2019年6月18日まで楽天株式会社の業務執行者でありました。同社に対する売上高は当社売上高に占める割合が相対的に小さく(当社連結売上高の1%以下)、同社の取引条件も他社との取引条件と同等です。また、2015年8月21日に楽天株式会社が保有する当社普通株式の大半を当社が自己株式として取得しました。これに伴い、楽天株式会社はその他の関係会社ではなくなりました。なお、現在同氏は株式会社ぐるなびの代表取締役社長であります。同社に対する売上高は当社売上高に占める割合が相対的に小さく(当社連結売上高の1%以下)、同社の取引条件も他社との取引条件と同等です。	杉原章郎氏は、インターネット事業ならびにシステム開発分野に関する豊富な経験と卓越した知見を有しており、当社の経営に有効な意見が期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。
7	佐々木英之氏は、2007年6月29日まで株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)の使用人(業務監査部 参事役)でありました。同行との取引額は僅少であり(当社連結売上高の1%以下)、同行は当社の主要取引先でないとして判断しております。同氏は、上記の後、山陽特殊製鋼株式会社、第一リース株式会社の監査役を歴任しておりますが、前者とは当社との取引はなく、後者とは最近において当社との取引はありません(過去の取引額は当社連結売上高の1%以下)。	佐々木英之氏は、企業経営及び内部統制における豊富な知識・経験、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと認識しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。